

池田市火災予防条例の一部改正（案）

についてのパブリックコメント

趣旨

林野火災防止対策として、火の使用制限についての明確化、林野火災に関する注意報・林野火災の予防を目的とした警報の発令の創設、たき火の届出の明確化、新たな対策の強化・徹底を図るため、本条例の一部改正を検討しています。つきましては、この改正の概要（案）について、皆様のご意見を募集します。

提出期間

令和7年10月20日（月）～令和7年11月10日（月）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市火災予防条例の一部改正（案）の概要

提示場所

1. 市ホームページ
2. 行政情報コーナー（池田市役所2階）
3. 消防本部予防課（消防庁舎3階）

提出資格

1. 市内にお住まいの方
2. 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
3. 市内にある事務所又は事業所に勤務している方
4. 市内にある学校等に通っている方
5. 池田市火災予防条例（案）について利害関係を有する方

提出方法

氏名及び住所（法人その他の団体は、名称及び所在地）を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

1. 持参：池田市消防本部予防課
2. 郵送：〒563-0037 池田市八王寺1丁目2番1号
3. FAX：072-754-3515
4. メールフォームによる送付：市ホームページから、「メニュー」→「市政情報」→「パブリックコメント・問い合わせ」→「各部・各課への問い合わせ」→「消防本部へのご意見・お問い合わせ」→「消防本部予防課へのご意見・お問い合わせ」をご利用ください。

※「住所」欄は、「入力必須」の表記がありませんが、必ず入力してください。なお、「ご連絡」欄に「必要」と入力しても、個別回答は致しませんのでご承知ください。

その他

提出されたご意見の概要と、それに対する本市の考え方については、後日ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見は、個人情報（法人情報を含む。）を除き、公表される場合があります。また、ご意見に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

上記記載事項のほか、詳細につきましては、池田市パブリックコメント手続要綱によります。

問合せ

消防本部予防課（TEL 072-754-3511）